

精華町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

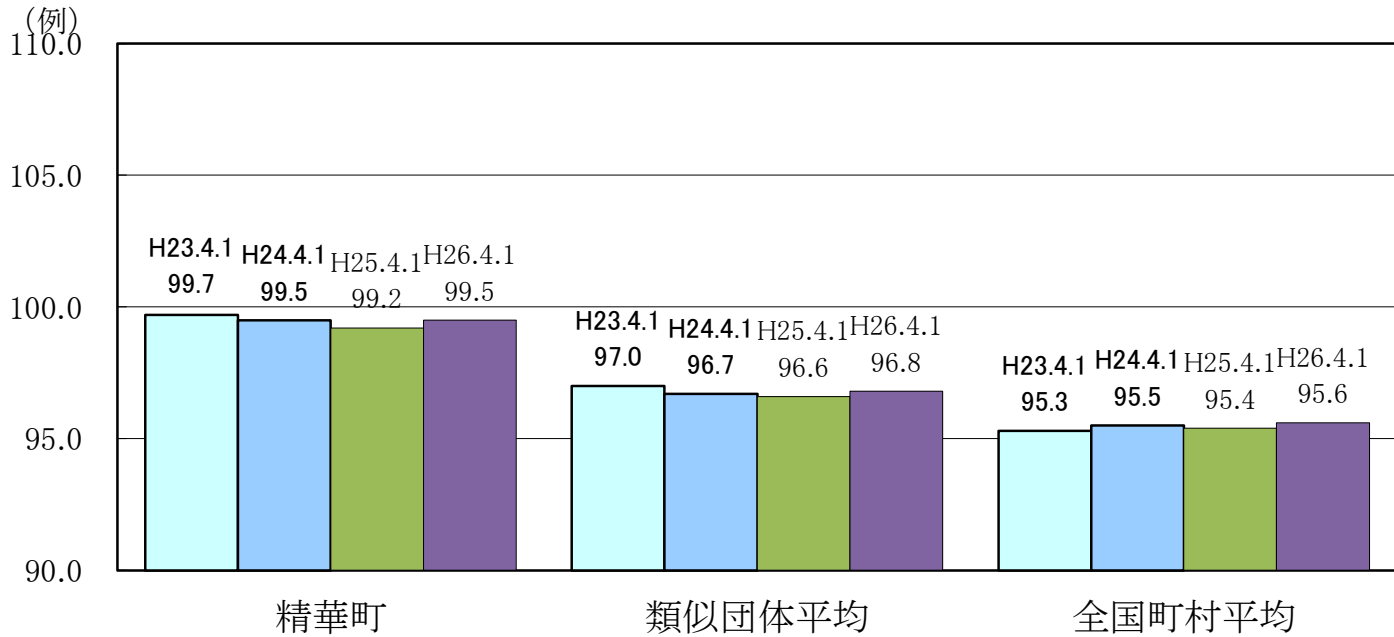
区分	住民基本台帳人口 (25年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 24年度の人件費率
25年度	人 37,318	千円 11,485,319	千円 32,598	千円 2,266,215	% 19.7	% 20.5

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類団町村平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	千円	千円
25年度	人 269	千円 952,892	千円 255,866	千円 378,686	千円 1,587,444	千円 5,901	千円 5,601

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、25年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職棒給表（一）適用職員の棒給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置が無いとした場合の値である。

※H26年4月1日のラスパイレス指数が、[1]3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、[2]3年連続で上昇している場合、[3]100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

該当なし

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸級表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)磁気時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日
 (内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引き下げ。激減緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

②地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

(支給割合) 国基準6%に対し、精華町においても6%支給。
 (実施時期) 平成27年4月1日より実施。段階的に支給割合を引き上げることとし、平成27年度は5%。
 (参考)

	平成26年度の支給割合	見直し後の支給割合 (H30.4.1)	平成27年度の支給割合
国基準による支給割合	3%	6%	4%
精華町の支給割合	3%	6%	5%

③その他の見直し内容

--

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (26年4月1日現在)

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
精華町	40.8 歳	318,439 円	417,196 円	349,657 円
京都府	44.3 歳	335,952 円	428,204 円	385,291 円
国	43.5 歳	335,000 円	—	408,472 円
類似団体	42.3 歳	316,054 円	372,370 円	347,095 円

②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A / B
精華町	52.6 歳	11 人	343,236 円	373,106 円	368,282 円	—	—	—	—
うち給食調理員	52.6 歳	9 人	340,322 円	365,047 円	365,047 円	調理士	37.6 歳	254,300 円	
うち清掃職員	53.0 歳	2 人	356,350 円	409,371 円	382,837 円	—	—	—	—
京都府	54.0 歳	285 人	360,702 円	413,695 円	395,484 円	—	—	—	—
国	50.1 歳	3,199 人	287,992 円	—	326,611 円	—	—	—	—
類似団体	50.0 歳	12 人	291,276 円	317,335 円	307,380 円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
精華町	—	—	—
うち給食調理員	5,905,305 円	3,388,400 円	1.74
うち清掃職員	6,542,886 円	—	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成〇～〇年の3ヶ年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(注) 1 「平均給料月額」とは、〇年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(26年4月1日現在)

区 分		精 華 町	京 都 府	国
一般行政職	大 学 卒	178,800 円	179,700 円	172,200 円
	高 校 卒	149,800 円	145,400 円	140,100 円
技能労務職	高 校 卒	146,700 円	円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（26年4月1日現在）

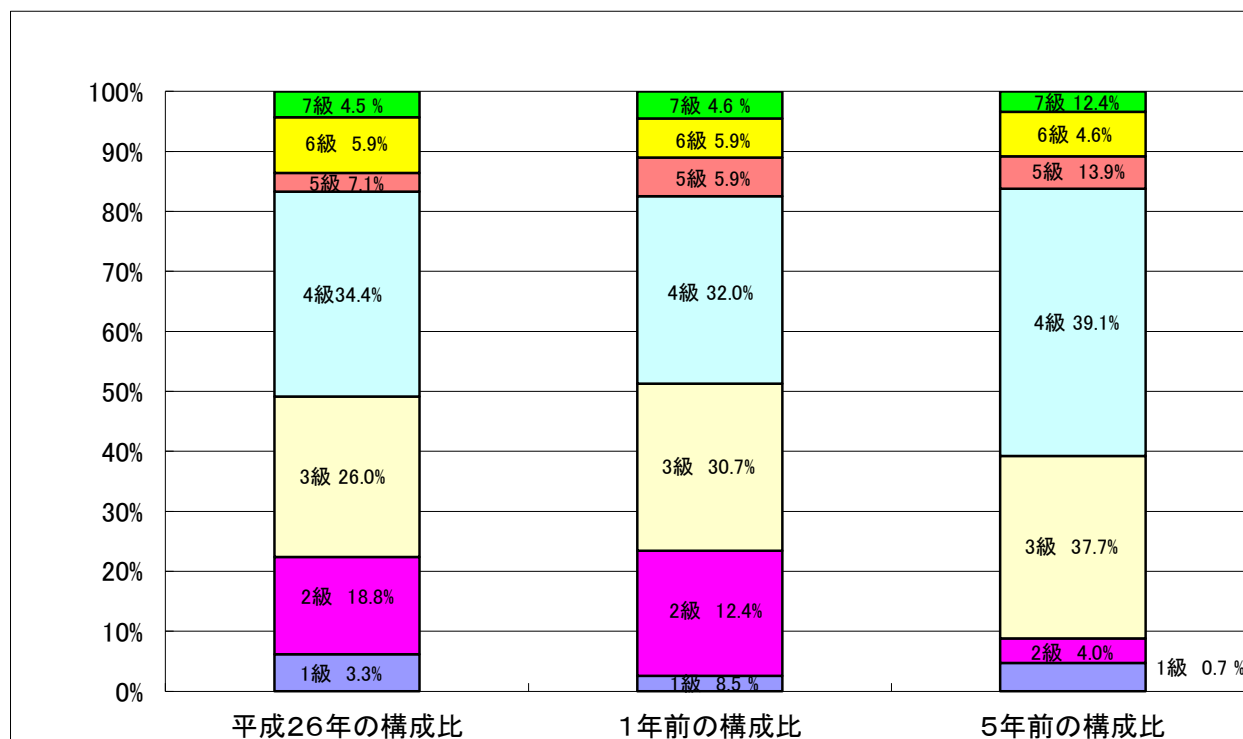
区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大 学 卒	278,125 円	310,600 円	367,267 円
	高 校 卒	— 円	281,000 円	341,250 円
技能労務職	高 校 卒	— 円	— 円	— 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（26年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号級の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事(技師)	10 人	6.2 %	135,600 円	243,700 円
2 級	主事(技師)	26 人	16.2 %	185,800 円	309,200 円
3 級	係長、主査	43 人	26.7 %	222,900 円	356,400 円
4 級	課長補佐、主幹、主任主査	55 人	34.2 %	261,900 円	410,100 円
5 級	課長	5 人	3.1 %	289,200 円	423,300 円
6 級	課長	15 人	9.3 %	320,600 円	437,600 円
7 級	部長、参事	7 人	4.3 %	366,200 円	458,400 円

- (注) 1 精華町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



- (注) 平成19年に8級制から6級制に変更している。（旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合）また、平成21年度に6級制から7級制に変更している。

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

勤務評定未導入につき一律支給

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

精 華 町	京 都 府	国
1人当たり平均支給額(25年度) 1,418 千円	1人当たり平均支給額(25年度) 1,599 千円	—
(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10%、20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

勤務評定未導入につき一律支給

(2) 退職手当（26年4月1日現在）

精 華 町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	21.62 月分	27.025 月分	勤続20年	21.62 月分	27.025 月分
勤続25年	30.82 月分	36.57 月分	勤続25年	30.82 月分	36.57 月分
勤続35年	43.70 月分	52.44 月分	勤続35年	43.70 月分	52.44 月分
最高限度額	52.44 月分	52.44 月分	最高限度額	52.44 月分	52.44 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2～20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2～45%加算)	
1人当たり平均支給額	550 千円	23,160 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、25年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（26年4月1日現在）

支給実績(25年度決算)		33,923 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)		116,574 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
精華町全域	3 %	292 人	3 %

(4) 特殊勤務手当 (26年4月1日現在)

支給実績(25年度決算)	16,047 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	130,465 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(25年度)	17.8 %		
手当の種類(手当数)	6		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
伝染病防疫作業手当	環境衛生担当職員	消毒処理等作業	日額230円以内
行旅死亡人取扱作業手当	福祉担当職員	行路死亡人収容埋葬等	1回あたり5,000円
休憩時間拘束手当	消防職員	休憩時間拘束勤務	隔勤:2,600円、日勤:500円
救急救命士業務手当	消防職員(免許保有者)	免許保有者の救急作業	1回あたり510円以内
災害及び緊急等出動手当	消防職員、水道企業職員等	災害現場等の緊急出動	1回あたり300円以内
死亡動物取扱作業手当	環境衛生・ごみ収集担当職員	動物の死体処理	1件あたり2,500円(/従事者数)

(5) 時間外勤務手当

支給実績(25年度決算)	117,877 千円
職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	469,630 円
支給実績(24年度決算)	120,904 千円
職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)	489,489 円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(○年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数

(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当 (26年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (25年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (25年度決算)
扶養手当	1.配偶者 13,000円 2.配偶者以外 1人 6,500円 ・配偶者がいない場合 うち1人 11,000円 ※16歳～22歳までの子 1人につき加算額 5,000円	同じ		32,548 千円	232,488 円
住居手当	1.月額12,000円を超える家賃支払者 家賃額に応じて最大27,000円 2.新築・購入後5年未満住宅所有者 1,900円	異なる		14,947 千円	199,288 円
通勤手当	1.交通機関等利用者 6ヶ月までの最長となる定期券価額 (※1ヶ月あたり限度額:55,000円) 2.自動車利用者 往復通勤距離×23日×ガソリン単価 /10リットル(※限度額:55,000円) 3.自転車等利用者 片道2km以上5km未満 2,000円 片道5km以上10km未満 4,100円 片道10km以上15km未満 6,500円 片道15km以上20km未満 8,900円 片道20km以上25km未満 11,300円 片道25km以上30km未満 13,700円 片道30km以上35km未満 16,100円 片道35km以上40km未満 18,500円 片道40km以上45km未満 20,900円 片道45km以上50km未満 21,800円 片道50km以上55km未満 22,700円 片道55km以上60km未満 23,600円 片道60km以上 24,500円	異なる	2.自動車利用者 自転車等利用者と異なり、町内平均ガソリン価額を用いて算定	19,044 千円	81,733 円
管理職手当	・部長級:給料月額×12/100+8,000円 ・参事級:給料月額×12/100+7,000円 ・課長級:給料月額×12/100+6,000円	異なる	支給単価	24,364 千円	676,790 円
休日勤務手当	1時間につき 時間単価×135/100	同じ		12,649 千円	301,161 円
夜間勤務手当	1時間につき 時間単価×25/100	同じ		28,383 千円	67,578 円
宿日直手当	勤務1回につき 4,200円 ※5時間未満の勤務の場合 2,100円	同じ		521 千円	4,200 円

5 特別職の報酬等の状況（26年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額	等
給 料	町 長	742,500 円	(参考)類似団体における最高/最低額 904,000 円 / 383,500 円	
	副 町 長	655,650 円	750,000 円 / 478,800 円	
報 酬	議 長	345,000 円	486,500 円 / 227,000 円	
	副 議 長 議 員	260,000 円 240,000 円	419,300 円 / 182,000 円 390,000 円 / 157,000 円	
期 末 手 当	町 長	(25年度支給割合)		
	副 町 長	2.90	月分	
退 職 手 当	議 長	(25年度支給割合)		
	副 議 長 議 員	2.90	月分	
退 職 手 当	町 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副 町 長	給料月額×530/100×在職年数	15,741,000	任期満了時
		給料月額×315/100×在職年数	8,261,190	任期満了時
	備 考			

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

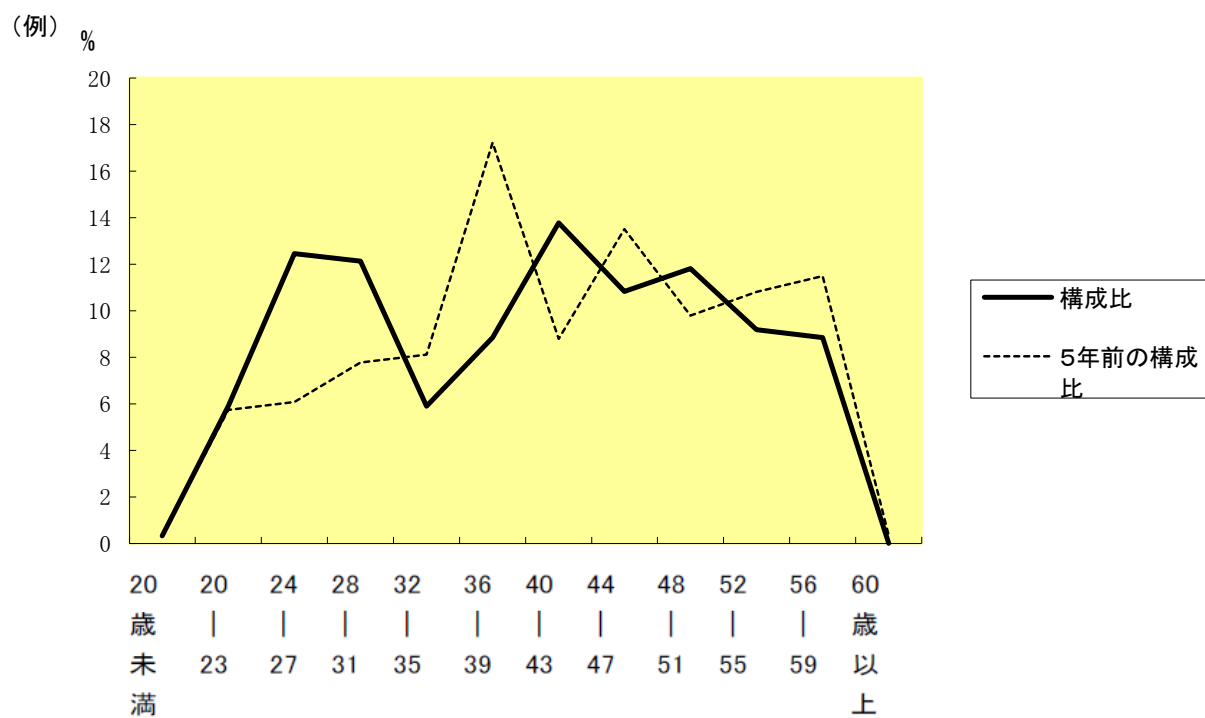
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		平成25年	平成26年		
普 通 会 計 部 門	議 会	3	3	-	
	総 務	54	58	4	人事交流員増
	税 務	17	17	-	
	民 生	66	65	△1	退職不補充
	衛 生	20	19	△1	退職不補充
	農 林	—	—	-	
	水 産	7	6	△1	業務の効率化
公 営 企 業 計 等 部 門	商 工	3	3	-	
	土 木	26	27	1	必要人員確保のため
	計	196	198	2	<参考> 人口1万人当たり職員数 53.02 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 — 人)
	教育部門	23	24	△1	退職不補充
	消防部門	51	51	-	
	小 計	270	273	3	<参考> 人口1万人当たり職員数 73.04 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 — 人)
公 営 企 業 計 等 部 門	病 院	1	1	-	
	水 道	14	15	1	過年度退職補充
	下 水	7	7	-	
	そ の 他	10	9	△1	訪問看護事業の縮小
	小 計	32	32	-	
	合 計	302 [345]	305 [345]	3 [-]	<参考> 人口1万人当たり職員数 81.70 人

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（26年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	計
		23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	以上	
職員数	1人	18人	38人	37人	18人	27人	42人	33人	36人	28人	27人	0人	305人

(3) 職員数の推移

(単位: 人・%)

部門別 \ 年度	21年	22年	23年	24年	25年	26年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	189	189	195	195	196	198	9 (105%)
教育	25	26	26	25	23	24	△1 (96%)
消防	47	49	50	51	51	51	4 (109%)
公営企業	35	33	32	33	32	32	△3 (91%)
計	296	297	303	304	302	305	9 (103%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 24年度の総費用に占 める職員給与費比率
25年度	千円 757,676	千円 10,135	千円 106,039	% 14.0	% 17.0

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
25年度	人 14	千円 53,515	千円 11,282	千円 22,467	千円 87,264	千円 6,233

(参考)市町村平均 一人当たり給与費
千円 6,123

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、26年3月31日現在の人数である。

※政令指定都市を除く

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(26年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
精 華 町	42.2 歳	344,928 円	466,483 円
団 体 平 均	45.0 歳	342,822 円	509,358 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

精 華 町	一 般 行 政 職
1人当たり平均支給額(25年度) 1,459 千円	1人当たり平均支給額(25年度) 1,418 千円
(25年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 ()月分 勤勉手当 1.35 月分 ()月分	(25年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（26年4月1日現在）

精 華 町			一 般 行 政 職		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	21.62 月分	27.025 月分	勤続20年	21.62 月分	27.025 月分
勤続25年	30.82 月分	36.57 月分	勤続25年	30.82 月分	36.57 月分
勤続35年	43.70 月分	52.44 月分	勤続35年	43.70 月分	52.44 月分
最高限度額	52.44 月分	52.44 月分	最高限度額	52.44 月分	52.44 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)	
(退職時特別昇給			(退職時特別昇給		
1人当たり平均支給額	— 千円	24,159 千円	1人当たり平均支給額	550 千円	23,160 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、25年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

(26年4月1日現在)

支給実績(25年度決算)		1,810 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)		129,252 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
精華町全域	3 %	14 人	3 %

エ 特殊勤務手当（26年4月1日現在）

支給実績(25年度決算)	— 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	— 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(25年度)	— %
手当の種類(手当数)	4(6)を参照

オ 時間外勤務手当

支給実績(25年度決算)	4,023 千円
職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	335,243 円
支給実績(24年度決算)	5,383 千円
職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)	414,081 円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(○年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（26年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 (25年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (25年度決算)
扶養手当	4(6)を参照	同じ		2,292 千円	229,200 円
住居手当	〃	同じ		1,018 千円	203,520 円
通勤手当	〃	同じ		734 千円	66,723 円
管理職手当	〃	同じ		1,405 千円	702,552 円